

那覇市雨水施設等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水資源の有効利用及び地下水かん養等に資するため、住宅又は店舗・事業所等に雨水施設又は井戸水を利用するための施設を設置又は修繕等するものに対し、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することについて、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水施設 雨水貯留施設又は雨水浸透施設をいう。
- (2) 雨水貯留施設 建築物から雨水を集め、当該建築物等の敷地内で一時的に一定量を貯留する機能を有する施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設 建築物から雨水を集め、当該建築物等の敷地内で地下に浸透させる機能を有する施設をいう。
- (4) 井戸水を利用するための施設 散水等に利用するために井戸水を汲み上げる施設をいう。
- (5) 雨水施設等 雨水施設及び井戸水を利用するための施設をいう。
- (6) 修繕等 修繕及び使用が困難になった雨水施設等を使用可能にするために実施する清掃等作業をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、本市内に所在する住宅又は店舗・事業所等に雨水施設等の設置又は修繕等を実施するもので、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 居住する住宅への設置又は修繕等を実施する者は、那覇市民又は、実施後、那覇市民になることが明らかな者。
 - (2) 店舗・事業所等への設置又は修繕等を実施する個人又は法人。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 市税を滞納している者。
 - (2) 那覇市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雨水施設等の設置又は修繕等に要する費用のうち市長が認める額の2分の1に相当する額とし、40,000円を上限とする。なお、2分の1に相当する額に100円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、雨水施設

等設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
 - (2) 平面図
 - (3) 見積書（2者以上から徴収）
 - (4) 雨水施設設置予定場所の現況写真（申請直近時のもの）
 - (5) 住所が確認できる書類等
 - (6) 雨水施設等の設置又は修繕等を実施する当該建築物等が申請者の所有でない場合は所有者の同意書等
 - (7) 本市において、申請者に対し課税された市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう）や事業所税の完納証明書
 - (8) その他、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、雨水施設等設置費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。なお、申請者は、補助金交付に係る決定通知書の受理後に、補助に係る事業を開始することができる。

（変更の承認等）

第7条 申請者は、補助の内容を変更し、又は中止しようとするときは、雨水施設等設置費補助金変更等承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助に係る事業が完了したときは、速やかに雨水施設等設置費補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し等
 - (2) 雨水施設等の写真
- （交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、雨水施設等設置費補助金交付額確定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、市長に対し速やかに雨水施設等設置費補助金交付請求書（第6号様式）により補助金を請求するものとし、市長は、この請求に対し補助金を交付するものとする。

（取消し及び返還）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に反する行為があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 交付決定年度の2月末までに補助金を請求しないとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雨水施設の管理義務)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水施設等を良好な状態で使用し、少なくとも5年間は維持管理に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年 4月 3日から施行する。

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年11月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月15日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 6月 1日から施行する。